

小田原市勤労者サービスセンター宿泊旅行助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市勤労者サービスセンターの会員の福利厚生の実を充実することを目的として、会員がホテル、旅館、民宿又は保養所等（以下「宿泊施設」という。）に宿泊した場合の宿泊料の一部を助成するため、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 宿泊施設に宿泊した会員が宿泊料を全額負担したとき 当該宿泊施設に宿泊した会員
- (2) 宿泊施設に宿泊した会員の宿泊料の全額を当該会員を雇用する事業所が負担したとき 当該宿泊施設に宿泊した会員を雇用する事業所の事業主

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、3,000円とする。ただし、宿泊料が3,000円に満たない場合は、宿泊料相当額とする。

2 助成金の交付は、宿泊施設に宿泊した当該年度につき1回とする。

(助成金の申請方法)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宿泊旅行をした日から6箇月以内に、小田原市勤労者サービスセンター宿泊旅行助成金交付申請書兼請求書（以下「申請書兼請求書」という。）を理事長に提出しなければならない。この場合において、申請者が、第2条第1項第1号に掲げる者（その者が事業主であるときを除く。）である場合は、その者を雇用する事業所の事業主に委任して行わなければならない。

2 前項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 宿泊施設から受領した領収書又はその写し
- (2) 委任状

(助成金の支払)

第5条 理事長は、申請書兼請求書を受領したときは、その内容を審査の上、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第6条 理事長は、助成金の交付を受けた者が、虚偽その他不正な手段により助成金の支払いを受けたと認められるときは、直ちに助成金を返還させるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成9年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。